

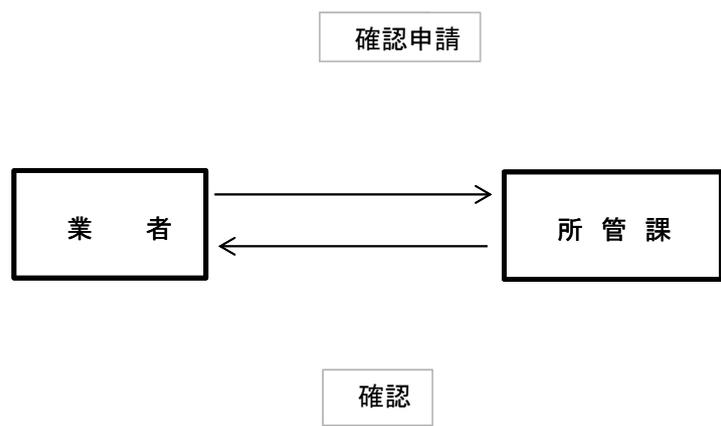
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 39

処 分 名	産業廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請	
処 分 の 概 要	産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を行う。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第15条の2の6第3項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第3項の基準に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】          廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第15条の2の6第3項 第9条第3項から第6項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。…。</p> <p>産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る当該産業廃棄物処理施設が産業廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第12条の11の2 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第14号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 令第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>ロ 設置の場所</p> <p>ハ 許可の年月日及び許可番号</p> <p>ニ 埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>ホ 埋立地の面積及び埋立ての深さ</p> <p>ヘ 埋立処分の方法</p> <p>ト 埋立処分開始年月日</p> <p>チ 埋立処分終了年月日</p> <p>リ 悪臭の発散の防止に関する措置の内容</p> <p>ヌ 火災の発生の防止に関する措置の内容</p> <p>ル ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容</p> <p>ヲ 最終処分基準省令第2条第2項第1号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等の水質の状況</p> <p>ワ 最終処分基準省令第2条第2項第1号ニの規定による覆いの厚さ、材料及び強度</p> <p>カ 最終処分基準省令第2条第3項第1号ハの規定により講じた措置の内容</p> <p>…。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。